

茅ヶ崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 業務名称

茅ヶ崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

本市では、地方創生事業に対し寄附を行った企業に税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)制度を積極的に活用して、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に資する事業の一層の推進を目指している。本業務は、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業(以下、寄附見込企業という)に対し、本市の取り組みに関心を持って寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行い、より多くの財源を獲得することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 対象事業の選定・PRの充実に係る支援

受注者は、発注者が行う対象事業の選定とPR資料の作成における助言等の支援を行う。

(2) 寄附見込企業のリスト化

受注者は、選定した対象事業の分野を考慮した調査分析を行った上で、寄附見込企業をリストアップする。

受注者は、寄附見込企業のリストアップした後に、発注者と協議を行い、対象を加除することとする。特に、受注者は発注者に対して、リストアップした寄附見込企業のうち、既に発注者と連携関係にあることが特定できる企業の有無を確認し、提案の可否等について調整を行う。

(3) 寄附見込企業への提案及び紹介

受注者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を確定させる。

受注者は、提案した企業側の意向により、必要がある場合は、発注者に調整状況を共有して、協力を求めることができる。

受注者は、寄附見込企業への提案後、発注者に当該企業名を報告することとする。

(4) 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

寄附企業と発注者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

5 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受注者は発注者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

6 委託金額

- (1) 委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、本業務の受注者が発注者に対して寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。
成果報酬型：寄附金額×委託料率(1円未満の単数は切り捨てとする。)
上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内(消費税及び地方消費税別)とする。
- (3) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、発注者は速やかに受注者にこの旨を伝え、受注者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

7 業務の進捗報告

受注者は、業務の進捗に応じて定期的に発注者に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、発注者との協議により定めるものとする。

8 その他

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、発注者と受注者が協議して決定すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い、事前に発注者の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (4) 事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (5) 発注者は、成果報酬による委託金額が予算額を超えることが見込まれる場合は、補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を実施するものとする。
- (6) その他業務目的を達成するために効果的な業務を行うこと。